



企画競争実施の公示

平成27年8月10日

分任負担行為担当官

近畿地方整備局

大阪国道事務所長 寺元 博昭



次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 大阪国道事務所管内不動産鑑定評価業務（その1）
- (2) 業務内容 大阪国道事務所における用地買収等のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む。）の作成並びにこれらに付随する諸業務とし、業務の評価対象地域は次のとおりとする。
 - ・交差点改良事業
 - ・高槻市及び守口市
 - ・商業地域
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から平成28年3月10日

2. 企画競争参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書の提出時において、平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（調査・研究又はその他）」において、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 近畿地方整備局長から指名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であること。
- (5) 大阪府内に業務を履行する不動産鑑定士が恒常的に常駐する本店又は支店等営業所が存すること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 道路関係業務の執行のあり方改革本部最終報告書（平成20年4月17日付）1.《改革の方針について》(3) 1. ③に掲げる法人でないこと。

3. 特定するための評価基準

評価対象地域の不動産鑑定評価を依頼するに適した不動産鑑定士1名について下記により評価し、当該不動産鑑定士が所属する不動産鑑定業者を特定する。なお、本業務及び大阪国道事務所管内不動産鑑定評価業務（その2）のうち、本業務の不動産鑑定業者を先行して特定するものとし、本業務で特定された場合は大阪国道事務所管内不動産鑑定評価業務（その2）では特定しない。

(1) 地価公示標準地の評価等に関する実績

(2) 地価調査基準地の評価等に関する実績

(3) 鑑定評価実績

公共用地取得に係る鑑定評価実績、一般鑑定評価実績 等

(4) 業務実施方針

評価対象地域の地域動向、鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法、鑑定評価報告書の作成方針及び記載事項に関する留意事項 等

4. 手続等

(1) 担当部局

〒536-0004 大阪府大阪市城東区今福西2丁目12番35号

国土交通省近畿地方整備局 大阪国道事務所 経理課 専門職

電 話：06-6932-1423

FAX：06-6932-1501

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 平成27年8月10日から平成27年8月28日までの毎日
午前9時30分から午後5時00分まで。

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下、「行政機関の休日」という。）を除く。

②場所 4.(1)に同じ。

③方法 説明書の交付を希望するものは、予め(1)担当部局の担当まで事前に連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

①期限 平成27年8月31日（月） 午後3時00分

②場所 4.(1)と同じ。

③方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

ただし、持参による場合は、行政機関の休日を除く、期限内の午前9時30分から午後5時00分に持参すること。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4(1)に同じ。

- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定しなかった提案書は、原則返却する。(なお、返却を希望しない提案者は、その旨を担当部局に提出する際に申し出ること。)
- (7) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (8) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (9) その他の詳細は説明書による。